

留学プログラム基本約款

第1条（目的等）

1 一般社団法人日本ワーキングホリデー協会（以下、「当協会」という）は、語学留学プログラム（以下、単に「留学プログラム」という）に関する各種サービス（以下、「留学プログラムサービス」という）を提供します。留学プログラム、及び、留学プログラムサービスの内容については、この基本約款（以下、「本約款」という）の第4条で規定します。本約款は、当協会と、留学プログラムサービスの提供を求めるお客様（以下、「申込者」という）との間で締結される留学プログラムに関する契約（以下、「本契約」という）に適用されます。

2 申込者は、本約款を承諾の上、当協会に対し、本契約の申込みをします（以下、「本申込み」という）。

3 本約款に加え、個別の留学プログラムにより個別約款が存在する場合、本約款と個別約款（本約款と個別約款を、以下「約款」という）が併せて適用されます。但し、本約款と個別約款で内容に相違がある場合は、個別約款を優先します。

第2条（契約の申込と成立）

1 申込者は、本申込みに際して、当協会が別途用意する当協会ホームページの留学プログラム同意確認フォームまたは、書面による「留学プログラム申込書」及び「留学プログラム申込の重要事項確認及び同意書」（以下、これらを「申込書」という）に署名・押印をして、これを当協会に提出するものとします。

2 当協会は、申込者から当協会が当該フォームの受信ないし申込書を受領した日をもって、本契約が成立するものとします。

3 申込者は、前項の通知を受領後、第7条の規定に従い、当協会に対し留学プログラム費用（以下、「留学費用」という）を支払うものとします（以下、当該支払のなされた日を「入金日」という）。

第3条（拒否事由）

1 当協会は、申込者より本申込みがあった場合、次に定める事由の一つあるいは複数が認められる場合は、本申込をお断りする場合があります。なお、当協会は、本申込みをお断りするに際して、申込者に対して拒否事由を開示いたしません。

(1) 申込者が未成年者の場合、本申込について親権者（両親等）の同意がない場合

(2) 申込者が希望する留学先・留学時期の期限までに、留学プログラムの手続が完了できる見通しがない場合

(3) 留学又は研修等の現地における活動実施の可能性が低いことが明らかな場合

(4) 申込者の語学力等が留学プログラム参加に明らかに不足している、留学プログラムの参加に必要なビザ（査証）が発給されない可能性が高いなど、留学プログラム参加に適した条件が備わっていないと当協会が判

断した場合

(5) 申込者の過去の既往症、または現在の心身の健康状態により、留学プログラムの参加に不適切であると当協会が認めた場合
(6) 現地の治安状況、天災地変、戦争、テロ、運輸機関等の争議行為、国際機関・官公庁または公的機関の命令または勧告、感染病の蔓延、その他やむを得ない事情により、当協会が申込者の安全を確保できない、あるいは留学プログラムの実施に障害がある、又はそのおそれがあると判断した場合
(7) その他、当協会が不適当と認めた場合

第4条（留学プログラム・サービスの範囲）

1 「留学プログラム」とは、留学される方が、留学先へ渡航して滞在・就学（就労）し、就学（就労）期間終了後、帰国するまでの一連の行程を意味します。

2 「留学プログラムサービス」とは、当協会のカウンセラーが、申込者の関心、将来の志望進路、今までの学業成績や社会経験、語学力、留学期間及び予算等の諸条件を総合的に判断し、これらの判断に基づき、申込者の希望する留学先の選定、並びに、当該留学先に対する手続等の代行、及び、現地情報、ビザ情報などの各種情報提供等を行うことをいいます。但し、上記サービスにおいて、就労ビザの相談、ボランティアビザ、及び、セカンドビザの申請代行などについては行っておりません。

3 留学プログラムサービスは、当協会へのメンバー登録をされた方にのみ提供するものです（メンバー登録については、当協会のウェブサイトをご参照ください）。

4 当協会は、申込者の希望する留学先や試験への合格、資格の取得等、留学プログラム期間中及び終了後の申込者に対し、何ら保証を行うものではありません。

5 出発前セミナー及びサポート（以下、「出発前サポート」という）は、申込者の選択された国やプログラムによって、内容が異なる場合があります。出発前サポートの内容は、事前に告知することなく、変更されることがあります。出発前サポートはあくまで申込者からのご依頼に基づき当協会が定める範囲内において提供されるものであり、当協会から積極的に出発前サポートの利用を申込者へご案内したり、利用促進をするものではありません。

6 現地滞在中のサポート（以下、「現地サポート」という）は、都市や国によって内容や条件が異なり別途費用が発生する事がございます。緊急手配、通訳サービス、ビザ申請、同行等は当協会のオフィス毎の規定料金が発生致します。また、当協会の一部オフィスでは、現地サポートとして税金還付手続や仕事の斡旋も行っておりますが、すべてのオフィスで行ってはおりませんので、ご希望される場合には、各オフィスにお問い合わせください。なお、現地サポートの内容は、事前に告知することなく、変更されることがあります。

7 当協会は入学までの手配を行いますが、入学後も生活進路相談サポ

ートは行います。但し、入学後の学校との問題に関しては、申込者個人の責任で解決すべきものとして、当協会は責任を負いかねます。

8 現地での試験などが定められている場合、当協会はその合否に関して責任を負いかねます。

9 申込者が留学プログラムを開始後、引き受け先企業の倒産・買収・業務縮小などによって、研修（体験）の継続が不可能となった場合、当協会は一切の責任を負いかねます。また当協会は、研修（体験）の内容を保証するものではありません。

10 当協会は、申込者が希望する場合、留学先の寮・ホームステイ滞在等の申し込み手続を代行致します。希望留学先によっては、申込者の出発前までに寮又はホームステイ等の滞在先住所・部屋番号等がわからない場合があります。また、既に連絡されている滞在先が出発前までに変更される場合もあります。寮の場合、1人部屋か否か、またはルームメイト等について、申込者の希望が通らない場合もあります。また、ホームステイの場合、1家族に2人以上の留学生が滞在する場合もあります。申込者がホームステイファミリーの職業、人種、宗教、家族構成等を指定することはできません。また、ホームステイ先の場所や設備なども指定することはできません。申込者は当協会の責によらない事由で申込者の滞在先が確保できない場合、または申込者の希望通りの滞在先が確保できない場合でも、当協会はその責任を負いかねます。

11 ホームステイ・ファームステイ・寮内での問題に関しては、申込者個人の責任で解決すべきもので、当協会は責任を負いかねます。ホームステイ先との家庭内の問題は直接的関係で解決をして下さい。延長やキャンセル等の費用に関してはホームステイ先と直接的関係ではなく手配会社に依頼してください。宿泊施設の手配が学校、現地サポート会社によってなされた場合には、学校又は現地サポート会社と申込者との直接の関係によって争議を解決してください。

12 当協会から提供した情報は、変更や更新ができる限り迅速に行いますが、すべての情報は、予告なしに変更される可能性もあります。すべての情報には変更の可能性があり、その変更による誤情報などから発生するいかなる問題にも、当協会は責任を負いかねますので、その情報をもってなんらかの行動を試みるときは、当協会のスタッフへの再確認をお願い致します。

第5条（諸費用）

1 留学プログラムの実施にあたり、以下の費用を申し受けることがあります。

(1) 海外送金手数料

留学プログラム実施にあたり、留学費用を海外に送金する必要がある場合、海外送金手数料が発生します。この手数料は送金金額により異なり当協会発行の請求書でご案内します。

(2) 緊急手配料

留学プログラム開始予定日に先立つ30日以内（以下、「直前期間」という）に留学費用のお支払いがなされる場合には、留学プログラムの手配に関し、緊急手配料として22,000円（消費税込）が発生します。直前期間の留学プログラム変更の場合にも同料金が発生します。また、留学プログラム提供元等の機関より別途費用が請求される場合は、その費用についても申込者の負担となります。なお、当協会が提携する学校以外の学校への入学を希望される場合には、上記「30日以内」を「90日以内」とします。また、申込み内容により、留学プログラムの手配に要する期間が異なることがありますので、その場合には別途ご案内をいたします。

(3) 留学費用保全手数料

留学プログラムの実施にあたり、留学費用保全手数料が発生します。この手数料は、留学プログラム実施にかかる日本円総額（海外送金手数料除く）の2%（消費税込み2.2%）とし、当協会発行の請求書でご案内します。

第6条（為替レート）

1 当協会が本約款に基づき、申込者に代行して留学費用を支払う場合、当協会所定の為替レート（当協会指定銀行のTTSレート）に基づき外貨額から円貨額を計算します。なお、100円未満の金額部分は100円単位に切り上げます。

2 申込者が留学プログラムを中止、変更、又は、一部取り止め等により希望留学先から申込者に対し返還される費用がある場合、当協会は申込者に代わって代理受領し、当協会が選択する日の為替レート（当協会指定銀行のTTBレート）にて換算した上で申込者に返還するものとします。なお、100円未満の金額部分は100円単位に切り捨てます。

3 申込者が支払い又は当協会からの返金後、為替変動により差額が発生した場合でも清算は行いません。

4 第1項、及び、第2項の規定にかかわらず、留学費用を外貨建てによりクレジットカードにてお支払頂く場合、及び外貨建てによりクレジットカードで返金する場合、ご利用のクレジットカード会社の定める為替レートにより円貨額が計算されます。

第7条（支払い）

1 申込者は留学費用（留学費用については、「留学費用分別信託制度」を導入しています。）を当協会が指定する期日（以下、「支払指定日」という）までに当協会指定の銀行口座に振り込み、又は、当協会指定の方法で支払うものとします。

2 本約款に定めがある場合の他、当協会は、申込者が当協会に対して支払った留学費用を申込者に対して返還致しかねます。申込者が支払指定日までに留学費用を当協会に対して支払わない場合、当協会は申込者に対する留学プログラムサービスの提供を停止する場合があります。また、当協会の責によらない事由で留学先等によって留学費用が変更された場合には、当協会の指定する方法で必要な差額をお支払頂きます。

- 3 本契約成立後、渡航前に、申込者の資格・経験や能力、又は申込者の健康状態（病気や怪我による体調不良等）などによって、当協会による留学プログラムの手配が不可能であることが判明した場合、留学費用は第10条の解約手続の規定に従い返金いたします。ただし、虚偽の資格や経験の申告など、申込者の責に帰すべき理由によるときは、これにより当協会に生じた解約手続費用を控除した金額の留学費用を返金いたします。
- 4 留学費用等を金融機関を通じて当協会にお支払頂く際の振込手数料、送金手数料、クレジットカード手数料等（以下、併せて「振込手数料」という）及び、当協会から申込者に対して返金する際の振込手数料は、全て申込者の負担となります。

第8条（申し込み後の変更と解約手続）

- 1 申込者がいかなる申込みの変更や解約等の手続をする場合であっても、必ず当協会ホームページの変更・解約フォーム、または、書面による変更・解約申請書にてご申請ください。当協会が当該フォームの受信なし申請書等の到着を確認し、承諾した日をもって変更又は解約の申請日とします。変更又は解約の申請後、当協会から変更又は解約確定のご連絡をもちまして変更又は解約完了となります。なお、本契約成立日の翌日までに変更申請をして、これが完了した場合、第9条に基づく変更に伴う手数料は発生しません。但し、第5条(2)で定める緊急手配料、及び同条(3)で定める留学費用保全手数料は、いかなる場合も返金できません。
- 2 本契約成立後、留学への出発までの間、次に例示する場合にのみ留学プログラムの変更を可能とし、それ以外の場合、一旦、お申込み済みの留学プログラムを全て解約の上、新たにお申込みする必要があります。（解約に伴う手数料等が発生します。）

(1) 留学プログラム開始時期の変更

申し込み済みの留学プログラム開始時期（学校への入学日、ホームステイの開始日、その他プログラムの開始時期等）を変更する場合

(2) 留学プログラムの延長

申し込み済みの留学プログラムを延長する場合（学校の期間延長、ホームステイの期間延長）

(3) 留学プログラムを追加する場合（新たな学校コースへの申し込み、ホームステイ又は寮手配の申し込み、空港送迎手配の申し込み）

第9条（変更に伴う手数料）

- 1 申込者の都合により留学プログラムの一部又は全部の変更する場合、以下の手数料等を請求します。

(1) 変更事務手数料

変更の場合は1回あたり4,400円（消費税込）が発生します。なお、留学出発日予定日に先立つ30日以内の場合は常に緊急手配料と同額の手数料が発生します。

(2) 留学費用の追加

留学プログラムの開始時期変更に伴い、留学プログラム提供元から留学費用の追加請求があった場合、当協会は申込者に対しこの費用を請求します。

第10条（解約に伴う手数料）

1 申込者の都合により、留学プログラムの一部又は全部の解約をする場合、以下の手数料等を差し引き支払済みの留学費用を返金致します。為替レート、及び、振込手数料については第6条、及び、第7条の規定に従います。但し、手配料金となる一部の料金については一切返金できません。また、留学プログラム提供元に対する解約手数料・違約金等は申込者に代わって当協会がお支払致します。なお、返金手続の完了までに最大3ヶ月程度かかります。

(1) 海外送金手数料

留学プログラムの解約にあたり留学費用を海外から国内へ送金する必要がある場合、海外送金手数料が発生します。この手数料として一律8,000円の手数料が発生します。

(2) 解約事務手数料

留学プログラムの解約にあたり、解約事務手数料4,400円（消費税込）を申し受けます。また、留学プログラム提供元から別途解約料が発生する場合、当協会は申込者に対しこの費用を請求します。

(3) 銀行振込手数料

解約手続により当協会から申込者に対し返金がある場合、申込者の指定する銀行口座に振り込み、又は当協会所定の方法で返金するものとします。但し、銀行口座への振り込みにより返金する場合、日本国内の銀行口座のみ指定できるものとします。また、銀行振込手数料として一律770円を申込者が負担します。

第11条（手続の継続が不可能な場合）

1 当協会の指定期日までに必要な書類、または留学費用が申込者より送付・お支払されず、当協会の責によらない事由により当協会が各種手続きの代行ができなかった場合、その時点において本契約が申込者によって解約されたものとして第10条の規定に従い返金の手続きを行います。既に支払済みの額が第10条で規定する解約に伴う手数料に足らない場合、差額を申込者に請求します。

第12条（当協会からの解約）

1 申込者に次に定める事由が生じた場合、当協会は(1)～(5)の場合は直ちに、(6)の場合は催告の上、7日以内に違反状態が解消されないときは、本契約を解約することができるものとします。

(1) 申込者が所在不明、または当協会からの連絡に対し返信期限を過ぎ1ヶ月以上にわたり連絡不能となった場合

(2) 申込者が当協会に届け出た、申込者または留学プログラムに必要な情報に虚偽あるいは、重大な遗漏のあることが判明した場合

- (3) 申込者が、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または法令等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - (4) 申込者が、協会に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関する脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき
 - (5) 申込者が、風説を流布し、偽計又は威力を用いて協会の信用を棄損し、もしくは協会の業務を妨害する行為又はこれに準じる行為を行ったとき
 - (6) 申込者が本約款に違反した場合
- 2 前項に基づき、当協会が本契約を解約した場合、第10条で規定する解約に伴う手数料を申込者にお支払頂きます。

第13条（免責事項）

1 当協会は、次に例示するような当協会の責によらない事由又は当協会の管理下にない事由により、申込者が留学できない、予定が変更になった、留学プログラムの一部又は全部が履行できない場合に生じる精神的、肉体的、経済的、物質的な損害、損失に対するいかなる責任も負いかねます。

また、申込者自身で手配された航空券や宿泊施設等の費用、ならびにその取消や変更に伴う手数料等は申込者の負担となります。当協会が案内・紹介した業者において手配された航空券や宿泊施設等であっても取消や変更に伴う手数料等は申込者の負担となります。

(1) 申込者の希望留学先やコースが定員に達していて入学できない場合、又は、申込者の希望する滞在施設が定員に達していて滞在できない場合

(2) 留学プログラム提供元の責により申込者の希望する学校コースの未開講、内容、条件や費用が変更された場合

(3) 運輸・宿泊機関、学校などの倒産、買収、移転などにより申込者が希望する留学プログラムの提供ができない場合、又は、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供により留学プログラムの内容が変更となった場合

(4) 通信事情又は希望留学先の事情により、入学許可証等の入学関係書類が期日までに届かず、申込者が出発できなかった場合

(5) 申込者が航空券、パスポートまたはビザを取得できない場合、又は、何らかの理由により入国を拒否された場合や出国を余儀なくされた場合

(6) ビザ取得に時間がかかり、留学プログラムの内容変更を余儀なくされた場合

(7) 天災、戦乱、暴動、テロ行為、日本又は外国の公官庁の命令、陸海空における不慮の災難、申込者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置、その他不可抗力による場合

(8) 申込者が、本約款に違反した場合

(9) その他留学プログラムの個別約款「免責事項」に例示されている事由に該当する場合

第14条（個人情報の取扱について）

1 当協会で申込者の同意の下に得た申込者個人を特定できる情報（以下、「個人情報」という）は、個人情報保護法に基づき留学プログラムの手続の目的以外では、一切他に漏らしません。但し、以下の事項を例外とします。なお、次の(3)及び(4)のような例外事項において開示する場合、個人情報保護管理者の責任の下において行います。

(1) 申込者からの依頼に基づき、留学商品・サービス等の手続・代行を行う際、その手続・代行に必要な個人情報を留学プログラム提供元に開示する場合

(2) 申込者が事前に個人情報の開示に同意している場合

(3) 法令により開示が求められた場合

(4) 申込者または公衆の生命、健康、財産などの権利を保護するために必要な場合

(5) 統計資料等のように個人を特定することが不可能な状態で開示する場合

第15条（準拠法）

本約款は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。

第16条（発効期日）

本約款の内容は、2023年10月1日以降に締結される本契約に適用されます。